

## 徴収事務等委託契約書（案）

廿日市市（以下「発注者」という。）と【指定管理者名】（以下「受注者」という。）とは、廿日市市火葬場（以下「火葬場」という。）の使用料の徴収事務等の委託について、次のとおり契約を締結した。

（委託業務の内容）

第1条 発注者は、令和3年〇月〇日付けで締結した廿日市市火葬場及び墓地の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第〇条に規定する使用料の徴収に係る事務（以下「委託事務」）を受注者に委託し、受注者はこれを受託した。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（費用負担）

第3条 受注者は、委託事務遂行に要する一切の経費を負担し、その事務遂行に要する一切の責を負うものとする。ただし、基本協定書に記載された管理費用からは負担できるものとする。

（委託事務）

第4条 受注者は、委託事務を処理するに当たっては、廿日市市会計規則（昭和63年廿日市市規則第13号。以下「会計規則」という。）等の関係規定及び発注者の指示を遵守しなければならない。

2 受注者は、使用料を徴収したときは、発注者が指定する様式において、領収証書を発行しなければならない。この場合において、領収印のひな形及び寸法は、会計規則別表第2の出納員用領収印に準ずることとし、領収印名義は「廿日市市徴収事務委託受託者 【指定管理者名】」とする。

3 受注者は、徴収した使用料を確実な方法で保管し、発注者の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。

4 前項の払込期限は、徴収した日の翌日とする。ただし、第10条の規定により契約を解除したときに受注者が保管する徴収した使用料については、発注者が指定した日までとする。

5 前項に定める払込期限が指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関の休業日（銀行法に規定する休日）に当たるときは、その翌日までとする。

6 前2項の規定にかかわらず、受注者は、正当な理由があると発注者が認めるときは、あらかじめ発注者の承諾を得たうえで、払込期限を延期することができる。

7 受注者は、正当な理由がないのに第4項及び第5項に定める期限までに払い込まないときは、当該期限の翌日から払い込みをした日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年14.6パーセントの割合で算出した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(委託事務に関する報告等)

第5条 受注者は、毎月の徴収の状況を発注者の指定する様式により、翌月の5日までに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、次に掲げる帳簿等を備えなければならない。

- (1) 使用料の徴収に関する書類
- (2) その他発注者が指定する書類  
(実地調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(関係書類の整理)

第7条 受注者は、委託事務の実施に際しては、関係書類を整理し、委託期間満了の日から10年間保存するものとする。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、委託事務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(損害賠償)

第9条 受注者は、故意又は過失により、徴収すべき使用料に不足を生じたとき、又は徴収した使用料を失ったときは、発注者にその損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第10条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な事由がないのに委託事務に着手しないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反しその違反によって契約の目的に達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、この契約に定める損害を賠償しないものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、委託事務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第12条 この契約について疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定めるものし、この協議が調わないときは、発注者の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和4年4月1日

発注者 廿日市市  
代表者 廿日市市長

受注者 住所  
氏名